第6章

女性障害者の開発援助におけるメインストリーミングの課題

―バングラデシュの女性住民の組織化を事例として―

(中間報告:バングラデシュの女性障害者を取り巻く現状と背景)

金澤真実

要約:

開発途上国の女性障害者は、国際的に女性、障害者、貧困者に起因する複合的な差別や不利益を受けおり、最も脆弱なグループの一つであると位置付けられている。バングラデシュでは、女性障害者に対する統計の整備が遅れており、彼女たちの困難な在り様を知ることは難しい。バングラデシュでは、近年、国際条約の批准を通じて障害者に対する法制度や年金などの福祉制度が不十分ながらも整いつつあるが、家族や地域の差別、文化的な背景などから、女性障害者は、それらの施策の恩恵を十分に受けることが出来ない現状があることが、現地インタビュー調査から明らかになった。

キーワード:

バングラデシュ 女性障害者 困難 法制度 開発

はじめに

開発援助の現場では、バングラデシュのみならず開発途上国に生きる障害者は、長い間、 「障害」に着目したチャリティ的な支援または、治療やリハビリテーションを中心とした 医学的な支援の対象ではあったが、コミュニティの一員として開発援助のステークホルダ ーであると認識されることはほとんどなかった。女性障害者 1にとっては、開発途上国の女性たちが、女性と開発(Woman in Development: WID)やジェンダーと開発(Gender and Development: GAD)の取組みによって開発援助にメインストリーミングされるようになっても、それは変わることがなかった。開発途上国の女性障害者が、その「障害」ゆえにプロジェクトの受益者と認識されるのではなく、コミュニティに生きる一人の女性としてプロジェクトのステークホルダーと認識されることがほとんどないのはなぜだろうか?というのが、本調査研究における筆者の問題意識である。この問いを具体的に考えるために、本調査研究ではバングラデシュのあるNGOにおける女性住民の組織化の過程での女性障害者の参加状況と参加、不参加の理由を調査する。この調査を通じて、女性障害者のコミュニティ開発参加への妨げとなる要因や、あるいは逆に、参加を促進する要因を明らかにすることにより、コミュニティ開発における女性障害者のメインストリーミングの課題を考察したい。

本年と来年の 2 年間をかけて行われる本調査研究の中間報告となる本稿では、まずは、開発途上国やバングラデシュの女性障害者の現状と背景を理解することに重点を置く。日本国内の女性障害者の複合差別や困難を研究している松波めぐみは、(国内の) 女性障害者の上に現れたより大きな困難を、「DPI 女性障害者ネットワーク」のパンフレットの説明文「足し算ではなく、掛け算的な不利益に結びついている」を引きながら、掛け算、「つまり想定外なほどの困難」と説明する。さらに、女性障害者のニーズや遭遇するリスクに対応できる社会制度が不十分なことや女性障害者自身が自己実現していくのに必要な教育や訓練を受けにくいことなどが複合的に絡み合うことで、女性障害者に対して掛け算的な、想定できないほどの困難が形成される(松波 2014、219-220)と分析している。

本稿では、バングラデシュの女性障害者について概要を述べるだけでなく、インタビューを通じて明らかになった女性障害者の困難や不利益を丁寧に紹介していきたい。なぜなら、緒についたばかりの開発途上国の女性障害者に対する研究は、「足し算ではなく、掛け算的」なのか、または、全く質の異なるものに変化するのか、などを判断する実証的研究が未だ不足していると考えられるからである。この議論は、女性障害者を開発援助にメインストリーミングするうえで大切な点 2だと思われる。開発途上国の女性障害者の困難の原因や成立ちに一つの枠を当てはめることによって、様々な背景の中で生活する彼女たちが日々直面する困難や不利益の多面的な在り様が切り捨てられてしまうことがないよう、まずは実証研究の積み重ねが必要とされている。

本稿の構成は次の通りである。まず、次節では、国際社会における女性障害者が可視化されるようになった後で国際的に女性障害者がどのように位置づけられてきたのかを述べる。続く2節では、バングラデシュの障害者(女性障害者)に関する統計、法制度、国際条約への対応を記す。3節では、2節で述べた法制度や福祉制度がありながらも、様々な理由からそれらの恩恵を十分に受けることのできない女性障害者の現状を現地調査からわ

かった事柄を用いて詳細に報告する。終わりに、次年度の調査の方向性について述べ本調査研究の中間報告としたい。

第1節 国際社会における女性障害者の位置づけ

近年、開発援助研究や実践において障害に関する課題が「障害と開発」として認識され るようになり、それまで医療や福祉支援の対象と捉えられていた障害者がコミュニティ開 発のステークホルダーとして認識されるようになった。それに伴い貧しい人々の中で最も 貧しいとされる女性障害者にも,遅まきながら少しずつ光が当たるようになった。しかし, そのことは逆に,1970 年代から提唱され始めた WID,そこから展開した GAD の取組み の中に、女性障害者への視点がほとんどなかったことを示している。さらに、女性障害者 は、開発援助分野だけでなく、障害分野やフェミニスト運動からも排除されてきた。アイ スランド大学障害学センター所長でジェンダーと障害について多数の著書のあるトラウス タドッティ(Traustadottir)は,「障害学は,性差別アプローチをとり,ジェンダーと差 別を結びつけてこなかった。そして、障害者の権利運動は、男性障害者を中心として運動 を展開し、運動が取り組んだ課題も男性障害者が抱える課題が主であった。また、人種、 社会階級,性的嗜好や他の社会的な側面には注意を向けていたフェミニスト運動も,女性 障害者に対しては取り組んでこなかった。さらに女性運動においては,運動に参加するた めの物理的なアクセス(会場、点字、手話通訳など)から排除されていたと同時に、女性 障害者が直面している課題についても顧みられることはなかった。このような排除の歴史 の中にあった女性障害者にとってターニングポイントとなった年が 1981 年である (1990)」と説明している。 国際障害者年であった 1981 年を境に、女性障害者が社会で 直面している課題について明らかにするために、社会的、経済的、身体的な面に注目した 女性障害者に関する調査研究が発表されるようになった。これらの研究では、女性障害者 を「重複した少数者としての地位」をもつグループとして,障害とジェンダーからくる差 別が結びついている (Traustadottir 1990) と位置付けている。

ミレニアムの年であった 2000 年には、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言とミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)が国連総会で採択された。2015 年までという達成期限を区切り具体的な数値目標を定め、実現を公約したという点が画期的であった MDGs に、開発へのメインストリーミングが既におこなわれているジェンダーや子どもが含まれたのとは異なり、女性障害者を含む障害者に関しての言及は、MGDs 自体にも付随文書にも一切なかった(UN Enable)。その後、2008 年の国連総会で、「障害者に関する世界行動計画の実施:障害者のためのミレニアム開発目標の実現」(UN 2008)が決議され、障害課題が MDGs に正式に含まれることになったものの障害課題に関しては、その後も置き去りになっている感は否めない。2006 年に国連総会で

採択され、21世紀になって初めての人権条約となった障害者権利条約(CRPD)では、女性障害者が独立した条項(6条)で取り上げられ「障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識する」と書かれている。また、世界保健機関(WHO)と世界銀行(WB)によって刊行された世界初の障害に関する包括的報告書である『World Report on Disability 2011(障害に関する世界報告書)』では、障害のある女性は、障害だけでなく、ジェンダーにもかわる複数の不利益に直面(WHO/WB 2011=2013、47)する存在と位置づけられている。

開発途上国の女性障害者については、1981 年の国際障害者年に国連広報合同委員会と NGO によって『女性と開発』 が出版され、1991 年には「女性と世界の開発」シリーズ の一つとして改訂版が出版された。そこでは、女性障害者は一般的な女性であることの差別だけでなく、彼女たちのもつ障害を理由とした差別にも苦しんでいる。この2重の差別は女性障害者を下位に置く理由となり、彼女たちは世界で最も不利益を受けているグループである(Boylan 1991、1)と述べている。

2002 年に国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UN ESCAP)で第2次「アジア太平洋障害者の十年」(2003-2012)推進のための政策文書としてびわこミレニアム・フレームワーク(BMF)(UN ESCAP. n.d.)が採択された。アジア太平洋地域の女性障害者について、BMFでは次のように述べ、その課題を明確に位置付けた。「女性障害者は、女性であること、障害者であること、その多くが貧困の中に暮らしていることによる幾重もの不利益を受けている。障害をもつ男性や少年に比べて家庭内で差別を受ける可能性がとても大きく、社会や地域の活動からも疎外されている。また、身体的、性的虐待を受けるリスクが高く、結婚や子供を産むという権利を奪われている。農村部の女性や少女の障害者は、より不利な立場に置かれており、自尊心や地域社会における女性としての役割をもつことができない。また、女性障害者が障害者団体の中においてさえ、差別を受けているという国が域内にあり、そのような国では、若い女性障害者たちがリーダーとしての訓練を受ける機会を与えられていない。さらには、ジェンダームーブメントが非障害女性のみを対象にしたものとなっており、女性障害者にはほとんど影響を与えていない(UN ESCAP n.d)。

2012年には、ESCAP諸国により第3次「アジア太平洋の障害者の十年」(2013-2022) の実施が決定され、「アジア太平洋障害者の10年 (2003-2012) に関する閣僚宣言」および新十年の行動計画となる「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』インチョン戦略」 (インチョン戦略) が採択された。インチョン戦略では、CRPDの原則に基づくこと、多様な障害グループがエンパワメントされることなどを原則とし、「性の平等と女性のエンパワメントを保障」することが目標6に定められた。ここでは、女性および少女の障害者について、「重複した形で差別および虐待に直面しており、扶養者への依存による孤立のため多様な形態の搾取、暴力および虐待にきわめてさらされやすい」と位置付けている。

ここまで見てきたように、女性障害者、特に開発途上国に住む女性障害者は、家庭内や地域で、様々な差別や不利益を受け、また障害者団体やジェンダームーブメントからも排除され、彼女たちの権利や自尊心が奪われ孤立している姿が見えてくる。女性、障害者、貧困者といった女性障害者の複数の属性の一つひとつに存在する差別や不利益が、「複合的に」一人の女性障害者の身の上に現れた時に、それはより大きな困難や不利益となっている。次節では、バングラデシュの女性障害者の上に現れる具体的な差別や不利益をみていこう。

第2節 バングラデシュの障害者に関する概要と法制度

1. 障害者に関する統計

バングラデシュでは、女性障害者のみならず障害者全体についての信頼のおける統計は みあたらない。比較的新しい調査を年代順に述べれば、NGOのアクションエイド・バング ラデシュ(Action Aid Bangladesh: AAB)によって 1993 年,1995 年,1997 年に行われ た標本調査では、全人口に占める障害者数はそれぞれ 8.78%、14.4%、13.34% (DBL 2004、 13-4) であった。また、イノベーターズ (Innovators)、ハンディキャップ・インターナ ショナル(Handicap International: HI) と障害者団体全国フォーラム(National Forum of organizations Working with the Disabled: NFOWD) との協力で行った 2005 年の調査 では 5.6% (Titumir & Hossain 2005, 7) とされた。バングラデシュの公式な統計調査を 担うバングラデシュ統計局 (Bangladesh Bureau of Statistics: BBS) の調査においても, いくつかの数字が示される。1991 年に行われた国勢調査では 0.47%, 2004 年のサンプル・ センサスでは 0.79% (BBS 2013, 58), 2010 年に行われた「世帯収入と支出調査」 (Household Income and Expenditure Survey-2010) では、9.07% (BBS 2011, 77), 2011 年に行われた国勢調査では、1.41% (BBS 2013、58) である。2011 年の国勢調査 の結果は、WHOの推定値 15% (WHO 2011=2013, 82) に遥かに及ばず、前述の国内で の標本調査の結果とも大きく異なることから、障害者団体から強い非難が寄せられてい る 3。これらのどの数字をもってバングラデシュの障害者数とするべきなのか現状では決 め手に欠けているが、現在、社会福祉省が障害者へIDカードを発行するための調査を行っ ているので、今後は、公式には障害者のIDカード保持者数=バングラデシュの障害者数と なるかもしれない(調査の詳細と課題は後述)。

女性障害者に関する統計は、障害者全体に占める女性障害者の割合といった基礎的なものも、未だ整備されているとは言えない。いささか古い数字にはなるが、BBS の調査では、全障害者に占める女性の割合は 45%と発表されている(BBS 1998, 1)。1991年、2004年、2011年の年齢別グループ($0\sim4$ 歳、 $5\sim14$ 歳、 $15\sim29$ 歳、 $30\sim49$ 歳、 $50\sim64$ 歳、

65 歳以上)に障害者の占める割合を性別に見てみると、女性に占める(女性)障害者の割合が、男性に占める(男性)障害者の割合よりも低い(BBS 2013, 58)。65 歳以上の高齢者を除き各年齢別にこの傾向がみられるが、これはバングラデシュでは女性のほうが障害を負う割合が低いというよりも、後述するように統計に現れる女性障害者が少ないといった課題を示していると思われる。

統計に関しては、教育や雇用など障害者全体に関しても基礎的な統計が不足している。 それに加えて、国勢調査や「世帯収入と支出調査」では、調査票で性別を聞いているにも 関わらず、性別クロス集計はほとんど公表されない。女性障害者に関する統計の不足や不 備は、彼女たちの必要や課題を見えないものとし、開発や福祉政策の中に彼女たちを位置 付けることを難しくしている。

2. 障害者に関する法制度

かつてパキスタンの一部であり東パキスタンと呼ばれたバングラデシュは、1971年に独立を果たした。その翌年に制定された憲法は、すべての国民の人権や平等な権利と機会を保障し差別を禁止しており、また障害を持つ人が社会保障を受ける権利を認めている4。障害に関する法制度では、1995年に障害者に関する国家政策(National Policy on Disability 1995)が策定された。14条からなるこの政策には、障害の予防、早期発見、早期療育のほか、教育を受ける権利の保障や政府機関で10%の雇用割当、公共交通機関と公共の建物のアクセシビリティの確保などが規定されている。また国勢調査での障害の種類や年齢の他、性別も調査の対象とすることが述べられている。2001年には、バングラデシュで初の障害者に関する総合的な法律、バングラデシュ障害者福祉法(Bangladesh Protibondhi Kollyan Ain 2001、以下「福祉法 2001」)が制定された。この法律により初めて障害者の定義が行われた。また、障害児への特殊教育機関設立推進、公共交通機関のアクセシビリティの確保、脆弱な障害者への年金の支給などについて書かれている。

障害者権利条約が 2006 年に国連で採択されると、翌年バングラデシュ政府は同条約を 批准した。その後、この条約に定められた義務を履行するための法整備の一環として障害 者団体も参加し、2013 年に障害者の権利と保護法(Protibhondi Byaktiru Adhikara o Suraksha Ain 2013、以下「権利と保護法」)が制定され、福祉法 2001 は廃止された。権 利と保護法 2013 では、福祉法 2001 には含まれなかった自閉症やダウン症が障害に含まれ るようになった。また、障害者としての登録と ID カード発行、公立校への入学許可、公 共交通機関での座席の確保、公共の場でのアクセシビリティの確保、雇用における機会均 等や財産権の保護など、障害者の権利条約に基づいた規定となっている。また 18 歳以上 の全国民が取得することになっている選挙管理委員会発行のナショナル ID カードについ ても、改めてこの ID カードの取得は障害者の権利であり、有権者リストに登録される権 利を保障している。

教育に関しては、障害を理由にした教育機関への入学拒否を禁止している。現在バングラデシュでは初等教育におけるインクルーシブ教育を推進している。2004年に開始された第 2 次初等教育開発計画(Primary Education Development Program-II)にインクルーシブ教育が盛り込まれた。また、教育省によって策定された国家教育計画 2010(National Education Policy 2010)では、身体障害のある子どもについて、障害児が使いやすいトイレの設置や校内のモビリティ、トレーナーを配属することなどが記されている(MOE 2010, 8)。

このほかに、障害者に関係する施策として 2008 年に始まった困窮障害者年金制度 (Ashachhol Protibandhi becrider Bhata Prodhan) がある。この制度では月に 300 タカ (約 450 円) の年金を受け取ることができる 5。

3. 国際条約への対応

女性障害者に関連するいくつかの国際条約について、バングラデシュ政府の対応は次の 通りである。まず、1979年に第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態 の差別に関する条約」(以下,女子差別撤廃条約)は,他のイスラム諸国に比べると早い 1984 年に批准した。 ただし, 現在もイスラム法を理由に, 2 条 (あらゆる形態の差別撤廃) と 16 条 1 項 (c) (婚姻中および婚姻解消の際の平等な権利) を留保している。女子差別 撤廃委員会による「女子差別撤廃条約第6回および7回報告書に対する委員会の最終見解」 では、女性障害者に関して次の2点で言及されている。肯定的な面として障害者権利条約 を批准した(6)こと,懸案と提言としてダリット 6,難民や路上で生活している少女など と並んで女性障害者が、不利な立場にある女性として情報や統計の少なさが課題だとされ、 これらの女性や少女たちは,複合的な差別に苦しんでいると言及されている(37)(CEDAW, 2011, 2, 9)。これとは別に、38 の女性団体や人権団体からなる市民プラットフォームが 発表した『女子差別撤廃委員会への第6回および7回もう1つのレポート』では、女性(少 女) 障害者への言及を以下のように行っている。政治参加(7条), 国会(a)では国会議 席の 33%を政党が女性障害者を含む不利な立場にある女性を推薦する,投票の権利(c) では、女性障害者の投票促進のための手配を行うこと、教育(10条)、雇用(11条)、保 健サービス(12条)で、女性(少女)障害者に対し、必要に見合う特別な注意を払うこと を述べている (CIC 2010, 78-80)。

児童の権利に関する条約については,1989年第44回国連総会で採択された翌年,1990年に批准している。バングラデシュ政府から提出された児童の権利条約報告書に対して出された,児童の権利委員会による「条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査最終見解:バングラデシュ」では,締結国によるフォローアップとしてなされた提言と

政策として,障害者権利条約の批准を歓迎することが述べられているが,基礎的保健および福祉(条約第6条,18条3,23条,24条,26条,27条1~3)について,障害のある子ども,特に女児が差別と偏見を経験している(CRC 2009,14)ことが述べられている。先に述べたように,2006年に国連で採択された CRPD については,2007年にバングラデシュは批准している。

第3節 女性障害者の現状

女性障害者開発協会(Women with Disabilities Development Foundation:WDDF)の代表であるA. N. ミスティ(Ashrafun nahar Misty)は,第2回世界女性障害者会議(2011年)で「バングラデシュの女性障害者は,女性,障害,貧困からもたらされる差別を受け,社会の中で最も不利益を被っているグループの一つである。地域での活動やヘルスケア,教育,職業訓練,雇用,収入創出機会から疎外されており,身体的,性的虐待の大きな危険に晒されている。さらに,女性障害者はしばしば女性団体からも障害者団体からも周辺化されている」と報告した7。

前項で述べたように、バングラデシュでは国内的には、十分とは言えないまでも障害者に対する法や福祉制度が整備されつつあり、国際的にも様々な人権条約を批准している。しかし、ミスティが報告したように、また、CEDAWや児童の権利委員会報告でわずかに述べられているように、現実にはバングラデシュの女性障害者は今も大きな困難の中で生きている。国際的に、また国内的に整備されている、またされつつある福祉や法制度が、現実の女性障害者の在り様に恩恵を与えることが少ないのはなぜだろうか。

ここからは、法律や制度がバングラデシュの女性障害者の現実の生活に恩恵を与えることを疎外している理由を、筆者の調査によって得られた事例から述べてみたい。調査は、2013~14 年にかけてバングラデシュ北部のマイメイシン県および首都ダカで実施した。対象は、社会福祉省管轄下の社会福祉事務所、初等および大衆教育省、障害者支援 NGO などの職員や障害当事者で、彼らへのインタビューを現地公用語であるベンガル語を用いて行った。

1. 障害者 ID 調査

前述のように現在,権利と保護法 2013 で規定されている障害者登録と障害者 ID カード発行のために、障害者 ID 調査 (Protibondhi Shanaktakaran Jarip 2013) が行われている。調査は、全国にある社会福祉省管轄の社会福祉事務所で働くソーシャルワーカーとその委託を受けた地域の障害関係団体の職員が担当の区域(ワードと呼ばれる最少行政地区)で障害者本人や両親などに聞取りを行い、登録用紙へ記載するという方法で実施される。

調査内容は、住所、氏名、性別、職業、収入、障害種別など基礎的な事柄のほか、行政やNGOなどからの支援の有無とその内容、障害を受けた理由、虐待の有無とその内容、年金や奨学金受給状況、土地や住居の有無などかなり詳細に当該障害者の状況を把握するものである。調査にあたるワーカーへの聞取りでは、近隣の人々からの情報で障害のある女児がいる家庭をワーカーが訪ねても、障害のある女児は家族によって隠され登録されない傾向にあるという。バングラデシュでは、娘を結婚させることは親の義務であると考えられている。障害のある女性の姉妹からは、障害のある子どもが生まれるかもしれないと考えられ結婚が不利になるので、家に障害のある姉妹がいるということをなるべく隠したいとい気持ちがあるという。または、障害児が生まれるのは前世で両親か本人が悪いことをしたからや、神の罰だなどと信じている人々もいるため、社会から偏見の目で見られることも多い。しかし、このようなことは障害のある女児の場合だけで、それが男児の場合、社会の偏見はそれほどでもなく隠すこともあまりないのだという。女性に占める(女性)障害者の割合が男性に占める(男性)障害者の割合よりも低いことを先に述べたが、調査時にこのような理由で調査「されず」、統計に含まれることのない女性障害者が少なからずいたと考えられるのではないだろうか。

障害者 ID カードは、今後、障害者として行政サービスを受ける際には必要となる。また、同じようにナショナル ID カードの取得もなされないとするならば、彼女たちの人生に大きな不利益をもたらす。なぜならそこに記載されている個人番号は、選挙の投票、パスポートの取得、銀行口座の開設、携帯電話の契約、結婚の登録、公的試験の受験など、日常生活に欠かせない様々な場面で必要となっている(Islam et al 2012、8)からである。両親の意向によって障害者 ID にも、ナショナル ID にも登録されなかった障害のある女性や女児は、障害者としての権利だけでなくバングラデシュ国民としての権利も失うことになってしまう。障害者 ID カードの調査の登録者数は、調査員が隠されている障害者をどこまで熱心に探すか、そして登録をするよう家族を説得するか、といった担当地域の調査員の「熱心さ」も影響を与えていると考えられる。

2. 初等教育

バングラデシュ政府は、MDGsのゴール 2 に設定されている「初等教育の完全普及の達成」に国際社会の支援を受けながら熱心に取り組んでいる。これらの取り組みの結果、初等教育の就学率は97.3%(2013 年)となった。中でも、女子の初等教育就学率は2005 年以降、男子を上回るようになり98.4%(男子96.2%)となっている(M&EDDPE 2013、51)。これらの成果から、ジェンダーに関しては初等・中等教育就学におけるジェンダー平等がすでに達成されたと国連開発計画(United Nation Development Program: UNDP)で報告8されており、また、先に述べた児童の権利委員会によって出された「条約第44条

に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解: バングラデシュ」でもMDGsのゴール 2 は達成された(6 [c])とされ,バングラデシュの取組と成果は国際的に評価されている。

法律もインクルーシブ教育を推進し、障害を理由にした教育機関への入学拒否を禁止し ているが,実際に障害のある子どもが地域の公立小学校に通うためには,その学校の校長 の許可が必要となっている。障害のある子どもに対しての配慮は、初等教育を管轄してい る初等および大衆教育省としては特に行っておらず、現場では校長の「常識」の範囲内で 行われているにすぎない。そのため,「常識」の範囲内での配慮で授業についてこられる子 ども、つまり障害が比較的軽い子どものみ入学が許されている。初等および大衆教育省初 等教育局の発行する年間学校統計でも,障害児の統計に含まれているのは,5 つのタイプ 9 の軽度な障害のある子どもたちであることが記されている (M&EDDPE 2013, 53)。法 律上、そして国際社会の評価上「すべての」子どもたちに開かれているとされているバン グラデシュの教育であっても、実際は軽い障害児のみが教育にアクセスすることができる。 さらに、ジェンダーに関しても、統計のある 2005 年以来一度も、障害のある女子の就学 数が障害のある男子を上回ったことがない (金澤 2013, 65)。 障害のある女子を学校へ通 わせない理由として、聞き取り調査をしたほぼ全員が挙げたのは、通学途上や校内でのレ イプやハラスメント,誘拐の心配がある,であった。ポリオのため足に障害のある女性は 学校をやめた理由を「(クラスメートたちが自分の障害を) 笑ったり, 近所の女の子たちが 悪口を言ったりするため」、と述べている。

「初等教育の完全普及の達成」という目標の下、約98%の女子が小学校への入学を果たすバングラデシュで、インクルーシブ教育と障害のある子どもへの教育の保障という法制度もありながら、教育にアクセスすることのできない障害のある女子たちがいる。初等教育における「ジェンダー平等が達成された」という国際的な評価は、このような障害のある女子の存在を見えないものにし、バングラデシュの初等教育におけるジェンダー課題は解決済みとしてしまう点で大きな問題があるといわざるを得ない。

3. 困窮障害者年金制度

2008年より始まった困窮障害者年金制度(Ashachhol Protibandhi becrider Bhata Prodhan)によって,2010/11 会計年度には 28 万 6000 人の障害者が月に 300 タカ(約450円)の年金を受け取った。この年金を受け取る資格は,バングラデシュ国民であること,年間の収入が 2 万 4000 タカ(約 3 万 6000円)以下であることなどのほかに,いくつかの優先基準があり,老齢,ホームレス,女性,重複障害者,貧困の知的障害児などが挙げられている 10。これらは,定期的な収入がある女性障害者は多くはなく,収入があっても僅か 11 であることを考えると,まずこの優先基準に該当するであろうと思われる。し

かし,女性障害者が実際にこの年金を受け取るためには,様々な目に見えない困難がある。 年金受給者となるには、まず住んでいるワードのリストに名前が登録されなければならな い。このリストには多数の人々が登録されているが、障害年金はワード毎に割り振られた 予算内で支給されるため、リストの中からワードの委員会で推薦を受けた人のみに年金が 支給される。この際、委員会の関係者や委員に賄賂を渡した者が優先的に推薦されること も珍しくないという。また、年金は3か月ごとに銀行振込によって受け取ることになって いる。その受け取りの際には、銀行の窓口で行員から賄賂を要求されることもあるという。 これらの問題は、この地域の社会福祉事務所の敷地の入り口に、車椅子では超えることの できない大きな段差があり、さらに事務所建物の入り口にも2段ほどの階段があるにもか かわらずスロープが設置されていないというアクセシビリティの問題と同じように,性別 にかかわらず障害者全体の問題と言える。しかし、行政窓口での申請や銀行口座の開設と いった一連の手続きは、男性障害者に比べて女性障害者により困難と感じられる。なぜな ら、この困窮障害者年金制度の対象となる女性障害者の多くは、教育を受ける機会がほと んどなく,外出したり他人と出会ったりする機会が少なかった女性たちである。調査に協 力してくれた女性障害当事者団体に所属する女性たちは、そこに参加するまで家族以外の 人とどのように話してよいかわからなかったし、人の話をどのように聞いたらよいのかも 知らなかった、と述べている。このことからも分かるように、このような女性たちにとっ ては,たとえ自分の正当な権利の主張であっても他人に何かを告げることはかなり難しい。 バングラデシュでは、通常このような手続きは家族や親せきの中の男性によって行われる。 しかし障害児を産んだという理由で離婚されたり、妻と障害児が夫によって遺棄されたり することが珍しくないバングラデシュでは、男性の助けを借りることができない女性障害 者も多い。パルダ規範 12が残るバングラデシュでは,女性が単独で男性職員中心の各所に 出かけること自体、私たちが考える以上に大きな障壁となる。

おわりに

本稿では、「重複した」「幾重にも」「複数の」「最も」などと表現される困難や不利益を被っている女性障害者の国際的な位置づけおよび、バングラデシュの女性障害者の現状を述べてきた。バングラデシュでは、女性障害者に関する統計が未だ整備されていないので、彼女たちの被っている困難や不利益といった現状を統計から知ることは困難となっている。しかし女性障害者と彼女たちを取り巻く人々へのインタビューを通じて、家族や学校長の無理解や差別、調査員の質、地域の差別や偏見、パルダ規範といったバングラデシュの社会的・文化的背景から、女性障害者が法や制度を十分に活用することが出来ず、さまざまな困難や不利益を被っている現状が明らかになった。このような状況の中で日々暮らし

ているバングラデシュの女性障害者が、コミュニティの中で最も脆弱なグループの一人で

あり、コミュニティ開発のステークホルダーの一員であることは間違いない。しかし本年度の予備調査では、コミュニティ開発の開発グループ活動に参加する女性障害者は、ほとんど見られなかった。そこで、冒頭で述べたように、次年度は、ある NGO における女性住民の組織化の過程における女性障害者の参加の状況と参加、不参加の理由を調査し、それらの要因について明らかしていきたい。最終的には、女性障害者が開発援助にメインストリーミングされ、コミュニティの一員としてステークホルダーになるための課題を提示できればと考えている。

〔注〕-

- 1 障害のある女性について、「女性障害者」という表現の他に、障害者インターナショナル (DPI) 女性障害者ネットワークなどで使用される「障害女性」という表現もある。その場合、障害者に力点を置く立場での呼称が「女性障害者」であり、女性に力点を置く立場が「障害女性」であると説明される。本稿では、障害のある女性が「女性と開発」や「ジェンダーと開発」から排除されているという問題意識に立っている。その意味では、DPIの立場から言えば「障害女性」を使用することが適切かもしれないが、現状ではより一般的に使用されていると思われる女性障害者という語を使用する。(松波めぐみ 2014, 220)2 女性障害者の困難が足し算によって生まれるものであるなら、今までの WID や GAD の取組みに「障害」を、障害に対する取り組みに「女性」の視点をいれればよいことになるかもしれない。しかし、掛け算や質的に異なるものであるならば、前述の取組みに加えて、あるいはそれを超えた新たな取組が必要となるかもしれないからである。
- ³ bdnews24.com(英語ニュースサイト) 2012年7月16日付, http://bdnews24.com/ban gladesh/2012/07/16/persons-with-disability-only-1.4
- 4 バングラデシュ人民共和国憲法 The Constitution of the People's of the Republic of Bangladesh 15,27,28 条など。http://bdlaws.minlaw.gov.bd/pdf_part.php?id=367
- 5 社会福祉省 HP より http://www.msw.gov.bd/images/stories/report/allowance_program me.pdf
- 6 Dalit,被差別カーストに属する人々。歴史的には、イギリス統治時代の 18 世紀に労働力としてインド各地から集められた人々で、バングラデシュ独立以後も主にバングラデシュの南西部に住み、道路掃除や埋葬などの仕事に従事している。
- 7 2011 年 10 月 17 日~21 日に韓国ソウルで開催された「The Second Annual World Association of Women with Disabilities 2011」のセッション 1 Women with Disabilities で発表されたもの。発表者よりその時の原稿を入手。
- ⁸ UNDP in Bangladesh MDGs 2 Achieve universal primary education

http://www.bd.undp.org/content/bangladesh/en/home/mdgoverview/overview/mdg2/

- ⁹ 本文には、5 つのタイプと書かれているが、統計は以下の分類となっている。身体、弱視、難聴、発話、知的/精神、自閉症、その他。それぞれの障害の程度についての記述はない。
- 10 社会福祉省ソーシャル・サービス局 http://www.dss.gov.bd/modules/static_page/person_with_disabilities_allowances.php
- 11 女性障害者の約 65%は収入がなく、何かしらの収入がある者もほとんどが、月 500 タカ (約 750円)以下である (CSID 2002, 28)。
- 12 女性が屋敷地の外に出ず、家族や親族以外の男性と接することをしない男女の分離と性 別役割に関する習慣。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 金澤真実 2013.「バングラデシュの初等教育におけるジェンダー格差は解消されたのか ― 障害児の教育へのアクセスの現状と政府統計との乖離―」,『コアエシックス』(9), 59-69.
- 松波めぐみ 2014. 「「障害女性への複合差別」の政策課題化――問題の可視化と当事者のエンパワメントに向けて――」, 『研究紀要』, (19), (4月) 215-238.

〈外国語文献〉

- BBS (Bangladesh Bureau of Statistics). 1998. "Report of Survey on Prevalence of Disability, June 1996". Dhaka: BBS.
- ——. 2011. "Preliminary Report on Household Income & Expenditure Survey-2010". Dhaka: BBS.
- ——. 2013. Gender Statistics of Bangladesh. Dhaka: BBS.
- Boylan. Esther ed.. 1991. "Women and Disability". London: Zed books.
- CEDAW (Committee on the Elimination of Original: English Discrimination against Women) .2011. "Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women Bangladesh".
- CSID (Center for Services and Information on Disability) . 2002. "The Feminine

- Dimension of Disability". Dhaka: CSID http://cedawsouthasia.org/wp-content/uploads/2010/12/committee.pdf.
- CIC (Citizens' Initiatives on CEDAW-Bangladesh) . 2010. "Combined Sixth and Seventh Alternative Report to the UN CEDAW Committee". Dhaka: Step Towards Development.
- CRC (Committee on the Rights of the Child) . 2009. "Concluding observations of the Committee on the Rights of the Child: Bangladesh" http://www.unicef.org/bangladesh/Concluding_observation_2009.pdf
- DBL (Danish Bilharziasis Laboratory for the World Bank). 2004. "Disability in Bangladesh: A Situation Analysis." People's Republic of Bangladesh. http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Regions/ South% 20Asia/ DisabilityinBangladesh.pdf
- Islam, Md. Rafiqul, Baniamin Md. Hasan, Rajub, Md. S. Uddin. 2012. "Institutional Mechanism of National Identification Card: Bangladesh Experience", Public Policy and Administration Research 2(2)

 http://www.iiste.org/Journals/index.php/PPAR/article/view/1705
- M&EDDPRE (Monitoring & Evaluation Division. Directorate of Primary Education) .2013. "Annual Primary School Census 2013. Government of the People's Republic of Bangladesh". Dhaka: Ministry of Primary and mass Education.
- MOE (Ministry of Education) .2010. "National Education Policy 2010". Dhaka: MOE. Titumir. Rashed Al Mahmud & Jakir Hossain. 2005. "Disability in Bangladesh: Prevalence. Knowledge. Attitudes and Practices."
 - http://www.unnayan.org/reports/Disability% 20 Precalence % 20
and% 20 KAP% 20 Study.pdf
- Traustadottir, Rannveig. 1990. "Obstacles to equality: The Double Discrimination of Women with Disabilities Overview Article". Disabled Women's Network Ontario
- UN (United Nations) . 2008. "62/127 Implementation of the World Programme of Action concerning Disabled Persons: realizing the Millennium Development Goals for persons with disabilities" Resolution adopted by the General Assembly. http://www.un.org/ disabilities/documents/resolutions/a-res-62-127.doc
- UN ESCAP. n.d. "Asian and Pacific Decade of Disabled Persons. 2003-2012. Biwako Millennium Framework for Action: towards an Inclusive. Barrier-free and Rights-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific". Bangkok: UN ESCAP

World Health Organization (WHO)/World Bank (WB). 2011. "World Report on Disability." http://whqlibdoc. who.int/publications/2011/9789240 6 $85215_{\rm eng.pdf}$

(邦訳は長瀬修, 石川ミカ訳『障害に関する世界報告書』明石書店 2013)